

通報先の登録は、備付けのパンフレットや通報機器に記載の説明事項を確認しながら入力してください。  
※ 家賃、共益費などの他に、固定電話回線及び通話料または緊急通報システムに必要な費用(月額1,000円程度)が必要になります。

## ▶転入届

入居後14日以内に、市区町に住民票の異動届や学校の転入学届を忘れずに提出してください。

### ☆訪問販売にご注意☆

入居当日、また入居後まもなく、ガス器具・消火器・網戸などの訪問販売を行う業者がありますが、県または指定管理者とは、一切関係ありませんのでご注意ください。

なお、設置のできない石油ボイラー等の販売を行う業者がありますので特にご注意下さい。

## ▶駐車場の借り受け手続き

基本的には、入居者自ら団地外の駐車場を確保していただきますが、県が入居者のための駐車場(有料)を確保(満車の場合があります)しているところもあります。団地内駐車場の申し込み方法は指定管理者の事務所にご相談ください(33~35ページ参照。)。

## ▶火災保険の加入

県営住宅入居者の方の不始末が原因で毎年火災・漏水事故が発生しており他の居住者に被害を及ぼしています。保険へのご加入をご検討下さい。

# 3 住宅使用料(家賃、共益費

## (県徴収分)と敷金

### ▶住宅使用料の納付

入居してから退去するまで住宅使用料として、家賃を納付する必要があるほか、団地によっては県が共益費の一部(このしおりでは「共益費(県徴収分)」といいます。)を徴収していますので、家賃とあわせて、納付してください。

なお、共益費については、32ページをご覧ください。

### ▶敷金の納付

敷金は県が指定する日までに、納入通知書によりお近くの県営住宅に係る公金取扱窓口(41ページ参照)に納付してください。

### ▶入居月の住宅使用料の納付

入居許可日からその月の末日までの家賃・共益費(県徴収分)は、日割りで計算されていますので、県が指定する日までに、納入通知書によりお近くの県営住宅に係る公金取扱窓口に納付してください。

### ▶入居中の住宅使用料の納付

#### ●口座振替による納付

原則として、口座振替により納付してください。預貯金口座から自動的に家賃・共益費(県徴収分)を引き落としますので納付の手間が省け、納付を忘れることがなくなります。

#### ●納入通知書による納付(現金払いの場合)

入居した翌月からの家賃・共益費(県徴収分)は、毎月20日頃お届けする納入通知書により、当月末までに納付してください。

#### ●新規口座振替手続き(ゆうちょ銀行以外の金融機関)

お近くの県営住宅に係る公金取扱窓口に、住宅使用料領収書、預金通帳と印鑑をお持ちになって振替依頼書により手続きをしてください。口座振替が開始されるまで2カ月程度かかります。

#### ●新規口座振替手続き(ゆうちょ銀行)

お近くの兵庫県下または大阪府下のゆうちょ銀行に、住宅使用料領収書、貯金通帳と印鑑をお持ちになって口座振替依頼書により手続きをしてください。口座振替が開始されるまで2カ月程度かかります。

#### ●金融機関(ゆうちょ銀行を含む。)の振替口座を変更する場合

口座振替依頼書を新たに利用される金融機関またはゆうちょ銀行に提出してください。

#### 【口座振替についての注意】

- 家賃・共益費(県徴収分)の引き落とし日は、毎月末日(日曜や祝日の場合は翌日)です。前日までに預金残高が不足しておりますと、引き落としができませんので、必ず預金残高をご確認ください。
- 万一、預貯金不足などで引き落としができなかつた場合は、翌月に口座振替不納通知書を兼ねた納付書をお送りしますので、ただちにゆうちょ銀行以外の県の指定金融機関へ現金で直接納付してください。なお、翌月に引き落とせなかつた当月分と一緒に引き落としはできません。
- 4カ月分連続で引き落としができなかつた場

合は、口座振替収納を停止します。

- 毎月の領収書は発行しておりませんので、預貯金通帳でご確認ください。

#### 【ゆうちょ銀行での窓口払込について】

ゆうちょ銀行窓口での家賃・共益費(県徴収分)の払込はできません。

#### 【生活保護を受給中の方】

住宅扶助を受けている方は、原則として、住宅扶助費を支給する自治体から直接家賃を納付(代理納付)するようにしてください。これにより納付の手間が省け、納付を忘れることもなくなります。

また、生活扶助を受けている方は、自治体によっては、共益費(県徴収分)の代理納付を受けることができます。

#### ●新規に住宅扶助・共益費(県徴収分)の代理納付を行う場合

管理事務所で代理納付開始の手続きをしてください。代理納付が開始されるまで2カ月程度かかります。

#### ●住宅扶助・共益費(県徴収分)の代理納付についての注意

生活保護の住宅扶助・生活扶助の支給に廃止・停止・減額等があった場合、代理納付を中止することがあります。

#### ▶家賃の設定

家賃は、毎年度、入居者の皆さんのが入居の申告に基づいて、その収入及び住宅の規模、立地条件、建築年数などに応じて設定します。また、県営住宅に改良を施したときは、家賃が変更されることがあります。

## ▶家賃の減免

次のような事情で家賃の支払いが困難になった場合は、入居者からの申し出により家賃を減免できる場合がありますので、管理事務所へご相談ください。

- 退職・転職などにより収入が著しく低額になったとき
- 病気などで、著しく生活が困難になったとき
- 災害により著しい損害を受けたとき 等

なお、家賃減免をさかのぼって適用することはできません。また、原則として家賃や駐車場利用料又は共益費の滞納がある方には減免が適用できませんので、ご承知おきください。

## ▶住宅使用料の証明

住宅使用料(家賃・共益費(県徴収分))に関する証明書が必要な時には、管理事務所へ申し出てください。

## ▶退去時の住宅使用料と敷金

- 退去月の家賃・共益費(県徴収分)は、退去日までの日割りにより算定します。
- 敷金は、例月の家賃・共益費(県徴収分)や日割りの家賃・共益費(県徴収分)に未納分がある場合は、それを差し引いて返還します。

※ 口座振替は月末引落しのため、退去手続の時期によっては、退去申込時に一旦未納扱いとなり、その分が敷金から差し引かれることがあります。その場合、後日、当該月の引落し額と合わせて再度精算します。

- 口座振替で敷金の返還を希望される方は、住宅返還届に金融機関の指定口座(原則として、住宅の名義人名義の口座とする。)を必ずご記入ください。

なお、敷金の返還等は事務の都合上、2~3ヶ月程度かかりますので、それまでの間、金融機関の口座を解約しないでください。

## ▶家賃を滞納すると

家賃を滞納すると、住宅の使用許可を取り消され、住宅を明け渡さなければならなくなります。滞納者に対しては、訴訟を提起して、強制執行(住宅の強制明渡し)を行っています。

家賃は県営住宅の修繕や環境整備にも使われています。したがって滞納すれば県営住宅にお住まいの方全員に迷惑をかけることになりますので、必ず毎月末日までに納めてください。

## 4 収入の申告

県営住宅は、住宅に困っている方々に低廉な家賃で入居していただく目的で建設された住宅です。このため、県営住宅の家賃は、県営住宅の入居者の皆さんの収入や住宅の便益性に応じて、毎年度算定されることになっています。また、入居後何年も経過しますと、公営住宅法で定める収入基準を超える場合も生じます。そのため、入居者の皆さんには、その年の10月1日現在で16歳以上の方全員の課税証明書(市町村発行)を添付して毎年収入の状況を申告する義務があります。

毎年6月頃に「収入申告書」の用紙をお送りしますので、この申告書により必ず該当者全員の収入を申告してください。

なお、収入申告書に入居されている方全員の